

(案)

平成 26 年 7 月 日

横浜市長 林 文子 様

横浜市公立大学法人評価委員会
委員長 川村 恒明

意見書

公立大学法人横浜市立大学の平成 25 事業年度財務諸表及び利益処分（案）の承認について、地方独立行政法人法（平成 15 年 7 月 16 日法律第 118 号）第 34 条第 3 項及び同法第 40 条第 5 項の規定に基づく横浜市公立大学法人評価委員会の意見は次のとおりである。

- 1 地方独立行政法人法第 34 条第 1 項に規定する財務諸表の承認について財務諸表を承認することは適当である。
- 2 地方独立行政法人法第 40 条第 3 項に規定する利益処分の承認について利益処分を承認することは適当である。